

警備員等検定合格者審査実施公告

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第6条の規定により、鹿児島県公安委員会が行う審査（学科試験及び実技試験を受験する者に限る。以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施する。

令和7年3月28日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

1 検定合格者審査の種別及び級並びに資格

(1) 空港保安警備業務1級

検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する空港保安警備（以下「空港保安警備」という。）に係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であって同条第2項に規定する1級に係るもの（以下「旧1級検定」という。）に合格した者

(2) 空港保安警備業務2級

空港保安警備に係る旧1級検定又は旧検定であって旧規則第1条第2項に規定する2級に係るもの（以下「旧2級検定」という。）に合格した者

(3) 施設警備業務1級

旧規則第1条第1項の表に規定する常駐警備（以下「常駐警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

(4) 施設警備業務2級

常駐警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

(5) 交通誘導警備業務1級

旧規則第1条第1項の表に規定する交通誘導警備（以下「交通誘導警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

(6) 交通誘導警備業務2級

交通誘導警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

(7) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

旧規則第1条第1項の表に規定する核燃料物質等運搬警備（以下「核燃料物質等運搬警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

(8) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

核燃料物質等運搬警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

(9) 貴重品運搬警備業務1級

旧規則第1条第1項の表に規定する貴重品運搬警備（以下「貴重品運搬警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

(10) 貴重品運搬警備業務2級

貴重品運搬警備に係る旧 1 級検定又は旧 2 級検定に合格した者

2 検定合格者審査対象外の者

1 に該当する者のうち、次に掲げる者は、学科試験及び実技試験の全部が免除されるので、本審査の対象外とする。

(1) 旧検定に合格した警備員であって、検定規則の施行の際、現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して 1 年以上である者

(2) 旧検定に合格した者であって、検定規則の施行の際、現に当該旧検定に係る警備業務に係る旧規則第 12 条第 1 項に規定する指定講習の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して 1 年以上であるもの

3 検定合格者審査の実施日時及び場所

(1) 実施日時

令和 7 年 5 月 14 日（水）午前 9 時から午後 1 時まで（午前 8 時 30 分までに当該旧検定合格証を持参の上、鹿児島県警察本部 1 階正面玄関ロビーに集合すること。）

(2) 実施場所

鹿児島県警察本部（鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号）

4 検定合格者審査の方法

(1) 1 級の検定合格者審査

ア 学科試験

(ア) 科目

- a 警備業務に関する基本的な事項
- b 法令に関すること。
- c 警備業務の実施に関すること。
- d 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 問題数

10 問

イ 実技試験

(ア) 科目

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 内容

徒手の護身術の基本動作を 2 種類実施

(2) 2 級の検定合格者審査

ア 学科試験

(ア) 科目

- a 警備業務に関する基本的な事項
- b 法令に関すること。
- c 警備業務の実施に関すること。

d 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 問題数

10問

イ 実技試験

(ケ) 科目

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 内容

徒手の護身術の基本動作を1種類実施

(3) 各級とも学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

5 申請手続

(1) 受付の期間及び時間帯

ア 期間

令和7年4月7日（月）から同月18日（金）まで（鹿児島県の休日を定める条例（平成元年鹿児島県条例第37号）第1条の県の休日を除く。）

イ 時間帯

午前8時30分から午後4時まで

(2) 提出書類

ア 検定規則附則第10条の審査申請書（検定規則別記様式。以下「審査申請書」という。）

1通

イ 鹿児島県公安委員会以外の都道府県公安委員会から旧規則第8条の規定に基づく合格証（以下「旧検定合格証」という。）の交付を受けた者にあつては、次のいずれかの書面

(ケ) 鹿児島県内に住所地を有する者にあつては当該住所地を疎明する書面 1通

(イ) 鹿児島県内の営業所に属する警備員にあつては当該営業所に属することを疎明する書面 1通

ウ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 1葉

エ 旧検定合格証の写し 1通

(3) 申請先及び申請方法

ア 申請先

(ケ) 鹿児島県内に住所を有する者

受審者が鹿児島県内に住所を有する場合におけるその者の住所地又は受審者が鹿児島県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

(イ) 鹿児島県外に住所を有する者で、鹿児島県内の営業所に属する警備員

受審者が鹿児島県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

- (ウ) 鹿児島県公安委員会から旧検定合格証の交付を受けている者で、鹿児島県内に住所地及び所属する営業所がないもの

鹿児島県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 申請方法

受審者本人がアの申請先に直接持参により申請すること（受審者本人以外による申請、郵送等による申請は認めない。）。

6 審査手数料

4,700円（4,700円分の鹿児島県収入証紙を審査申請書に貼付して提出すること。）

なお、審査申請書を受け付けた後は、検定手数料は返還しない。

7 合格者の発表及び成績証明書の交付

- (1) 合格者の発表は、検定合格者審査当日、検定合格者審査の実施場所において行う。
(2) 検定合格者審査当日、合格者には検定規則第11条の成績証明書を交付する。

8 その他

受審希望者は、1の(1)から(10)までの検定合格者審査のうち、いずれかの審査についてのみ申請することができる。

9 本審査に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター

電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）